

大津市オンライン学習通信環境整備費補助金 Q&A

| 項番 | 質 問 | 回 答 |
|----|--|---|
| 1 | 自宅にインターネット環境(通信環境)はありますが、オンライン学習のためにデータ通信の帯域の増量(100Mから1Gなど)の変更契約は補助金の対象となりますか | 補助対象外です。 ご自宅に初めて通信環境を整備する世帯を補助対象としています。 |
| 2 | テザリングで通信環境を整備する場合、スマートフォンの購入費用は補助金の対象となりますか。 若しくは、スマートフォンのテザリングでオンライン学習をするため、ギガ数を増やすなどの変更契約は補助金の対象となりますか。 | いずれも補助対象外です。 当該補助金ではテザリングによる通信環境整備は補助対象外としています。 |
| 3 | 恒常的な通信費の増加が心配なので、保護者のスマートフォンのテザリングでオンライン学習に対応しようと思っています。テザリングは補助対象外となっていますが、オンライン学習において何か問題があるのでしょうか | スマートフォンなどの機器は、テザリングが主目的の機器ではないため、補助対象外としていますが、テザリングでオンライン学習すること自体は問題ありません。 ただし、スマートフォンの料金プランによっては通信速度制限がかかる可能性があること、スマートフォンを持っての外出中は自宅でオンライン学習ができなくなることが考えられます。 ご家庭の状況に合わせてご検討ください。 |
| 4 | 通信会社と契約し、自宅にインターネット環境を整備しました。併せてタブレットを購入しましたが、購入費用は補助金の対象となりますか。 | 携帯電話、スマートフォン、タブレット、パソコン若しくはSIMのみの購入費用は補助対象外です。 |
| 5 | WiFiルーターが古く、通信が安定せず、オンライン学習に支障があります。 WiFiルーターを買い換える費用は補助金の対象になりますか。 | 補助対象外です。 ご自宅に初めてインターネット環境を整備することに伴って通信機器を購入する場合は補助対象です。 |
| 6 | インターネット契約のその他の初期費用とは、何を想定していますか。 | 代理店等の手続きにおける事務手数料を想定していません。 |
| 7 | 契約を証する書類を紛失しました。どうすればいいですか。 | 通信会社又は販売会社に問い合わせの上、契約書等に代わる書類の作成を依頼してください。 |
| 8 | 通信契約者が保護者ではなく、同居している親族です。 補助金の対象になりますか。 | 契約を保護者以外の親族等が行い、その支払いも保護者以外の親族等が行っている場合は、補助対象外です。 支払いを保護者が行っている場合は、補助対象となります。(通帳など証明する資料が必要です。また、補助金の申請者と口座名義人は同一の必要があります。) |
| 9 | 子どもが2人いる場合、補助上限額(3万円)は6万円でしょうか。 | 一世帯、3万円が上限です。 |